

第134回 社会保障審議会障害者部会（令和5年1月23日（月））概要
～成年後見制度利用促進関係～

第二期成年後見制度利用促進基本計画（モデル事業等）に対する委員の意見は以下のとおり。

○井上委員（日本知的障害者福祉協会会長）

- ・社会福祉法人における利用者など、第三者による監督や地域ネットワークを活用するなどして利益相反に留意されたい。
- （厚労省）前年度の調査研究も含めて検討している。自治体とも情報共有して検討を進める。

○丹羽委員（全国地域生活支援ネットワーク事務局長）

- ・（保佐人と後見人を務めているが）後見人が困ったときに、後見人が相談できる後見人を支える仕組みが必要。
- （厚労省）中核機関の整備を進めている。
- ・社会福祉法人の利益相反について、別法人を立てて担う実態もあるので、監督機能が必要。
- （厚労省）自治体とも情報共有して検討を進める。成年後見制度の運用に関する本日の指摘は最高裁に伝える。

○久保委員（全国手をつなぐ育成会連合会会長）

- ・日常の金銭管理サービスは本人をよく知るサービス事業者に参加してほしい。
- ・意思決定支援には障害者の相談支援員制度を再活用することもある。
- （厚労省）御意見の趣旨に沿って検討を進める。

○白江委員（全社協全国身体障害者施設協議会副会長）

- ・成年後見制度の見直しに関して、三類型の一元化や範囲（財産管理の範囲など）について、現在の検討の方向性如何。
- （厚労省）制度の見直しは法務省で検討されており、方向性は見えていない。
- ・後見人の質に関して、後見人の選定基準も見直されるのか。
- （厚労省）後見人の選定基準は裁判所の判断項目につきお答え困難。

○櫻木委員（日本精神科病院協会常務理事）

- ・申立て時の診断書が詳細になったが、その分時間が掛かる。また、後見人等は治療に関わる判断ができないが、精神科病院の入院は同意できる。成年後見制度の見直しに当たっては、この辺りのバランスも検討されたい。
- （厚労省）法務省や最高裁に情報共有したい。